

集会施設等の再編についてご説明します

SUGINAMI



集会施設はどうなるの？



7か所の地域区民センターは、地域におけるコミュニティの拠点として位置付け、区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を対象に、多世代が利用できる新たな地域コミュニティ施設へと段階的に再編します。

- 再編の対象となる施設は、区民集会所（10か所）、区民会館（3館）、ゆうゆう館（32館）、児童館（41館のうち一部）です。
- 再編にあたっては地域のバランスや利用者の皆さまの利便性にも十分配慮し、多くの世代の皆さまのご意見を伺いながら、地域ごとの配置数や施設規模などを検討し、31年度以降に具体化します。
- 地域コミュニティ施設の運営方法については、これまでゆうゆう館が行ってきた協働事業を参考に、地域コミュニティ施設のモデルとなる取組（ゆうゆう館4館で実施）を通じて、検討していきます。



区民事務所会議室や和田堀会館はなくなるの？



区民事務所会議室は、地域団体の活動が実施できる代替場所を確保した上で段階的に廃止します。和田堀会館は、利用率が特に低く老朽化も進んでいることから廃止します。

- 区民事務所会議室は、これまで町会・自治会等のご理解を得て保育の待機児童対策への活用を図ってきました。当面、必要な行政需要への対応を継続していきます。
- 廃止にあたっては、地域団体の活動が実施できる代替場所を確保するとともに、区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を新たな地域コミュニティ施設として整備し、活動の場の確保に努めます。

区民事務所の再編についてご説明します

コンビニ交付の導入に合わせて、一部の区民事務所・分室・駅前事務所を廃止します。

SUGINAMI



コンビニ交付とは？ 区民事務所等の再編とどう関係するの？



コンビニ交付とは、現在の証明書自動交付機に替わり、コンビニエンスストアに設置された多機能端末で、住民基本台帳カードを使って住民票の写し・印鑑証明書・区税証明書等の受け取りができるサービスです。

- 区内コンビニ（約170店舗）のほか、多機能端末を設置している全国のコンビニで証明書類の受け取りが可能になり、受け取り場所は現・自動交付機（23所24台設置）から大きく拡充され、身近な地域や勤め先等で証明書類を受け取ることができます。
- また、自動交付機の利用時間は、設置施設の開設日の一定時間内に限られていますが、コンビニ交付の場合、導入した全店舗で土・日・休日等に係わらず午前6時30分～午後11時の時間帯での利用ができます。
- 現在、窓口取扱事務の約6割が証明書類の発行ですが、コンビニ交付の導入により受け取り場所・利用時間が拡充し、利便性の向上が図られ、窓口取扱件数は今後も減少していくことが見込まれるため、区民事務所等の配置の再編を行います。



再編後の事務所等の配置と窓口サービスはどのようなもの？



区民事務所等の窓口利用の実態を踏まえ、区民の利便性や費用対効果を考慮し、コンビニ交付の導入に合わせて、区民事務所等を集約し、7地域に1か所ずつ配置します。

- 利便性の向上を図るため、すべての窓口で、取扱事務を原則として同一にし、土曜日は月2回、平日夜間（本庁舎を除く）は週1回開設することとします。また、名称も「区民事務所」に統一します。
- 区は区内を7つの地域に分け、施設配置の地域バランスに配慮していますが、区民事務所については、地域に1か所ずつ配置することとし、以下の施設は、区民事務所等としては廃止して、他の行政需要に転用します。
 - ▷阿佐谷区民事務所（阿佐谷会議室）…ゆうゆう阿佐谷館を移転
 - ▷宮前分室…福祉系施設への転用を検討
 - ▷桜上水北分室…図書サービスコーナーへ転用
 - ▷高円寺駅前…図書サービスコーナーとして当面継続